

## 会議の情報公開について

### 1 会議の公開

北海道行政基本条例第 5 条第 2 項並びに北海道情報公開条例第 26 条の規定により、原則として本部会は公開とする。

ただし、当該会議を公開することによって、個人や法人の権利利益が侵害されるもの等、会議を公開することが適当でないと認められる場合については、部会長等が部会に諮り、公開又は非公開の取扱いを決定する。

### 2 資料の公開

会議の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

ただし、当該資料を公開することによって、個人や法人の権利利益が侵害されるもの等、資料を公開することが適当でないと認められる場合については、部会の了承を得た上で、会議に使用した資料を非公表とする。

[参考法令等]

○北海道行政基本条例

第 5 条

2 道は、附属機関等の会議を原則として公開しなければならない。

○北海道情報公開条例

第 26 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

○北海道情報公開条例の解釈及び運用

「会議を公開することが適当でないと認められる」とは、審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るもの又は試験の成績判定等のように、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、又は当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると認められること等という。